

LEGAL NEWSLETTER

2024年2月42号

第一 制定された法律の一部改正

1. 2024年1月17日に、「電子国家」の実現、デジタル基盤の整備、電子行政の発展、情報セキュリティの確保、デジタルリテラシーの向上等を目的として、100個以上の法律の一部改正が行われた。

例えば、行政機関が申請、申出等を書面およびオンラインで受け付けることができるための法的環境が整備され、行政機関から国民、企業、団体への通知は公共情報の透明性に関する法律第18条2項に規定されているシステムや公式メールを通じてオンラインで送付することができるようになった。下記に重要な法律の一部改正を紹介する。

行政一般法の一部改正

- 行政機関は、法律に別段の定めがない限り、次の場合において、**書面又はオンライン**による申請を通じて他の行政機関から援助を受けることができる。
 - 特定の活動を単独で実行することが法的に不可能である場合
 - 運営に必要な人材や体制が実質的に不足である場合
- 不服申立てを処理した行政機関は、その行政行為の発行日から5営業日以内に申立人に**書面又はオンライン**で通知し、それを文書化する。

民法の一部改正

- 被代理人は、代理人及び法律行為をしようとしている第三者に対して、代理権の付与および代理人の権限につき、**口頭または書面若しくはオンライン**で通知することにより、代理人に権限を授与することができる。
- **電子委任状**は、本法の第64条2項（書面による委任）に定めた要件以外に電子署名法による要件を満たすべきである。
- 雇用関係が終了したとき、被雇用者は雇用者に対し、在職およびその期間について、**書面又は電子**による証明書の発行を請求する権利を有する。

法曹人の法的地位に関する法律の一部改正の改正

- 法曹人は、**口頭又は書面若しくはオンライン**で法的問題について相談およびアドバイスを提供する専門的活動を行う。

- 法曹人大会議の代表者が正当な理由により本会議に出席できない場合、提案書を書面又はオンラインで提出することができる。

刑事訴訟法の一部改正

刑事訴訟法第31条5項にある「裁判所の許可なしの被疑者の逮捕」という部分を「遅滞なく被疑者を逮捕する」に変更した。

現行刑事訴訟法において、被疑者の逮捕又は被告人の拘留の提案を決定する裁判所の管轄権を規定していないため、被疑者の逮捕又は拘留を許可する裁判所の管轄権について裁判所は異なる解釈を下した。また、当事者及び訴訟参加人は、裁判所の管轄権に関して裁判官および裁判所を拒否し、訴訟手続きに困難を引き起こしていた。

このように、被疑者の逮捕及び拘留の提案を決定する裁判所の管轄を詳細に定めることにより、被疑者及び被告人の裁判への出廷権を最短時間で確保することができ、また、訴訟手続を順調に進めるための法的環境が整えられた。本改正は2024年8月1日から施行させる。

民事訴訟法の一部改正

2024年1月17日に、民事訴訟法第7.1章「特別訴訟手続」が新たに導入された。

裁判官は、特別訴訟手続により、月額最低賃金の20倍を超えない金銭債権の回収を求める以下の請求を単独で処理するものとする。

- あらゆる種類の契約に基づく金銭の支払の請求
- 共有財産の使用および維持に係る費用の支払の請求
- 労働契約に基づく賃金の支払の請求
- 不法行為に基づく損害賠償請求

** 特別訴訟手続は、すべての家事事件および相続事件に適用されない。

特別訴訟手続による民事事件は訴訟受理日から45日以内に、書面及び電子証拠に基づいて1回の法廷で審理される。事件が控訴裁判所から第1審裁判所に差し戻された場合、裁判官は事件を受理してから14日以内に審理する。

*** このリーガル・ニュースレターは正式な法的アドバイスではなく、情報提供を目的としたものである。